

令和2年(2020年)6月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和2年6月9日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和2年6月19日(金)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

平野隆久議長

ここで少しお時間をいただきまして、入江康仁君から発言の取消し申出がありましたので、発言を許可いたします。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

皆さん、おはようございます。

6月17日の私の一般質問において、別紙のとおり発言の取消しを申し出たいので、よろしくお願いいたします。

平野隆久議長

ただいま入江康仁君から発言取消しの申出がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

後刻、記録を調査して措置いたします。

平野隆久議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思いますが、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

平野隆久議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8 番 樋口 泰生君

9 番 太田 哲生君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

平野隆久議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

入江康仁総務産業常任委員長

また改めて、おはようございます。

令和 2 年 6 月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月11日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑といたしまして、寡婦の非課税範囲ですが、所得が135万円以下のひとり親で、その上、児童扶養手当を受給している人が来年度の住民税が非課税になるということでしょうかという質疑に対しまして、非課税の要件で児童扶養手当を受給しているというのは特にありません。所得税が135万円以下、ひとり親という要件のみですという答弁でございました。

今回の改正で、ひとり親にも寡婦控除が適用されるようになるということでしょうかという質疑に対しまして、ひとり親が寡婦控除の対象となり、それらの方を含めた表記がひとり親となります。所得金額については、昨年125万円から135万円に変更されました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第48号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案第52号 一般会計補正予算への減額計上が見受けられませんが、今後計上する予定ですかという質疑に対しまして、給与改定による補正を12月補正予算で行う予定ですので、それに合わせて減額する予定ですという答弁でございました。

また、6月と12月の期末手当減額分をまとめて12月補正予算で減額するということですかという質疑に対しまして、そのとおりですという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第49号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第51号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての審査を行いました。

質疑といたしまして、購入車両は5速マニュアルとあるが、マニュアル車を運転できない消防団員が今後出てきたときに問題とならないのか。また、マニュアル車を運転できない消

防団員が増えてきたなどの意見はありませんか。今後見直す考えはありますかという質疑に対しまして、マニュアル車両を購入する理由としては、バッテリーが上がってしまい、エンジンが起動しないなどのトラブルが発生した場合でも押しがけすることにより起動するメリットがあるためです。今後は消防団からの要望があれば検討したいと思いますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、車両を廃棄する場合、下取りなどが考えられるが、現車両の車検有効期限と走行距離を教えてください。また、廃車でも再登録可能な廃車と再登録できない廃車のどちらになりますかという質疑に対しまして、現車両の車検有効期限は令和4年2月15日で、走行距離は5,700kmです。廃車方法ですが、今回の車両につきましては永久抹消を行いますという答弁でございました。

解体抹消する場合は返還金などあると思いますが、下取り計算などの精査はされているのですか。また以前解体抹消した書類を提出することになっていると答えていたが、実際には提出されていないケースもありました。廃車した場合でも下取り金や重量税などの返還金も出てくると思うので、解体抹消するなら確実に廃車方法等を確認していただきたいという質疑に対しまして、車両は14年経過しているため、購入対象業者からは下取りは難しいと回答がありました。廃車する車両に関しては消防車両であり、特殊車両ですので、末梢に際しては三重県公安委員会への緊急自動車指定返還届はもちろんですが、業者より廃車が完了したことが証明される永久抹消登録解体届出完了のお知らせ通知、登録事項等証明書の提出を求めています。この書類により、廃車されたことを確認しますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管分について行いました。

質疑といたしまして、今回の補正予算で繰入れた後の財政調整基金の残高は幾らになりますかという質疑に、令和2年度末の残高見込額は4億4,877万6,000円になりますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、今回の財政調整基金繰入金には新型コロナウイルス感染症対策に係る町独自施策の財源とする部分も含まれていますかという質疑に対しまして、6月補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策に係る町独自の施策分については財政調

調整基金を取り崩して、予算を編成していますが、現在企画課において、地方創生臨時交付金を申請しており、その結果、充当可能となったものについては、次期補正予算で臨時交付金を充当した財政調整基金繰入金を減額したいと考えていますという答弁でございました。

以上で、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、企画課所管分について、質疑といたしまして、地方バス運行対策事業「えがお」に係る13節・使用料及び賃借料のA Iシステムの使用料7か月分について詳しく説明をお願いしますという質疑に対しまして、A I運行システムにつきましては、A I機能を使って効率的に配車を行うシステムです。当初予算では、構築費と5か月分の使用料を計上していただき、今回は9月以降の7か月分について計上していただきますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、A Iは何のために導入するのか、意図がよく分からないので教えてください。このシステムを利用されるのは、主に観光客の方を想定しています。インターネット等を利用して、電話をしなくても予約できる方法を希望される方が多いことが分かっています。その予約状況を踏まえて、効率的に配車を行いますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、町外への運行範囲の拡大についても認められたのですかという質疑に対しまして、町外の運行につきましては、利用者のほうからもご意見をいただき、検討もしましたが、他の公共交通への影響が非常に大きいと考えられますので、時間をかけて調整する必要があり、今回は見送っていますという答弁でございました。

また、町外への運行については改めて提案ということになるのですかという質疑に対しまして、今回はできるところからやるということで、改正案を考えましたが、まだまだ改善すべき課題は多いと思いますので、これから抜本的な改正も含めて検討していきたいという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、海山地区の利用者が極端に少ないのですが、対応策を考えていますかという質疑に対しまして、海山地区については相乗り運送実証事業の効果によると、早くからタクシー事業者がないことから、ご近所同士で助け合いでの送迎ができています。また幹線バスが各集落から中心地区まで、比較的人口が集中しているところを走っていることから、バス利用に慣れている部分があると思います。ただし、新交通システムについては、PR不足の部分がありますので、広報を強化し、海山地区の方にも多く使っていただくようにしていきますという答弁でございました。

需用費の燃料ですが、当初予算部分が新型コロナウイルス感染症の影響で使用が少なかつ

たので、全体で足りるように補正予算で10万円を計上していると思いますが、実際幾ら残って、今後の使用をどのように見込んでいるのですかという質疑に対しまして、使用済みの金額は、現在持ち合わせていませんが、月額2万5,000円前後使用しています。今の状況であれば足りる見込みですが、利用者が増えてくれば補正させていただくことになりそうですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、2台の車両について、当初はレンタカーであったものをリースに変更していくと伺いましたが、リースに変更していくメリットは何ですかという質疑に対しまして、6か月間の実証実験で始まっていますので、長期のリース契約を結ぶことができませんので、現在はレンタカーで対応しています。今回リースに変更しますのは、本運行を実施していくということと、レンタルより長期のリース契約のほうが費用として安いということでもあります。また、リースには、車両のメンテナンスも含んでいますので、管理の手間など除かれると考えていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、いろいろと調べられていると思いますが、町内にもリース契約を結べる事業者が何件かあると思います。具体的にどのようにリース車両を求める考えですかという質疑に対しまして、できる限り町内事業者の方を利用させていただく考えで進めております。しかしながら、すぐに対応が必要であったり、今回であればレンタルをリースに切り替えたりする場合については、スムーズに実施できる事業者をお願いしたいと判断していますので、ご理解をお願いいたしますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、債務負担行為補正の新交通システム車両賃貸借契約について、令和2年度から7年度までの5年間で、限度額の金額は2台分でもよろしいのですかという質疑に対しまして、2台で5年間の見積りとなっていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、12節の委託料ですが、福祉タクシーと三重交通株式会社の委託金額はそれぞれ幾らですか。また契約期間は8月17日から3月31日まででもよろしいですかという質疑に対しまして、福祉タクシーの業務委託料は142万8,000円です。三重交通株式会社の業務委託料は157万円です。契約期間は8月17日から3月31日までの委託料となりますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、三重交通の運行管理委託料には、ほかの業務も含まれているのですかという質疑に対しまして、主には運行管理、安全管理についてですが、ほかに安全運転教育や専用のIT点呼機器を使って配車センターと三重交通株式会社の南紀営業所が点呼を行っていますので、その機器使用料を含んでいますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、委託金額について、実証実験と今回では値上がりしていますかという質疑に対しまして、今回は福祉タクシーへの委託料は単価を上げました。三重交通株式会社の委託料については、単価は変わっていませんが、早朝の運行を増やすことにより、運行管理の時間が伸びましたので、その分増加していますという答弁でございました。

時間を延長した分で幾ら増加したのか分かりますかという質疑に対しまして、運行管理時間が2時間伸びたことで、委託料としては27万9,664円増加しています。

以上のとおり、企画課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分についてであります。

質疑といたしまして、債務負担行為の漁業経営維持安定資金利子補給契約についてですが、ほかの課の利子補給契約では10年間ですが、この漁業経営維持安定資金利子補給契約は、国が5年間利子及び保証料を免除します。令和2年から令和16年と長期ですが、その理由と借入限度額について答弁を求めますという質疑に対しまして、漁業経営維持安定資金の融資期間ですが、通常10年です。しかし、特任事項があり、最長15年間となっています。そのあたりも考慮して、令和2年度から令和16年度の15年間の利子補給の期間とさせていただきます。借入れの限度額については、使用漁船の合計トン数の数量によって借入額が変わってきます。通常の30トン未満ですと、借入限度額は4,000万円ですという答弁でございました。

漁業者への支援を15年間、利子や保証料もゼロでいきますと、それは町が責任を持ってやりますよという捉え方でよろしいかということと、これの件数の想定はどれぐらいでしょうかという質疑に対しまして、まず件数についてですが、2018年の漁業センサスでは、町内の対象者と思われる事業者は53事業者だと考えています。もし53事業者の半分程度、10年間限度額の半分程度借入れすると想定した場合、利息分は120万円程度、保証料は650万円程度と考えています。6年目には、予算として出てきますが、今回はそれを担保するものとして補正予算として債務負担をお願いしているものだという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、従来借り続けて今回改めて借り換えると利息がなくなることから有利になると思います。それが可能だということなのか。今コロナウイルスの件で苦しいから新規で借りたいという人だけなのか確認いたします。

答弁といたしまして、借換えにつきましては返済期到達後未返済となっている債務が対象となっています。貸金や退職金の未払いの債務等や融資の対象となりますが、主な部分は融資の借換えとなります。実際漁業者にどのような債務があり、借換えするかしないのかは、正直分からない状態です。国のコロナ対策に関する支援ですが、あくまで債務の借換えとい

うことでマリンバンクに申請していただければ、そのときに債務の残高で融資されるということだと考えていますという答弁でございました。

また、最高15年ということで漁業経営は波があると思いますが、途中で返還が滞った場合は利子補給の利子はどうなるのですかという質疑に対しまして、途中で返済が滞った場合もあるかと思えます。利子につきましては、町と県で支援するものとしておりますので、それは引き続き行いたいと考えていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、最高15年は長いですが、その間にはいろいろな状況があると思えます。いろんな場合になったときにはどうするという規約は定めていますかという質疑に対しまして、これにつきましては県と協議をさせてもらいながら、交付要綱を定め、そういうところの取り決めを決めていきたいと考えていますという答弁でございました。

以上のおり農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分についてでございます。

質疑といたしまして、きほく生活応援商品券についてお伺いします。1世帯につき1万円ということでしたが、世帯といたしますと1人という場合もありますし、5、6人ということもあります。世帯数によっては1人当たり1万円もあれば、2,000円、3,000円になってしまいます。これを1世帯ではなくて1人当たりにはできませんかという質疑に対しまして、理事者と商工観光課で協議いたしまして、今回6月定例会におきましても水道料金の減額、支援金、商品券などの施策を盛り込んでおり、総合的に考えて1世帯1万円とさせていただきました。もちろん、1人当たり1万円ということも議論しましたという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策特別支援金事業ですが、詳しく説明をお願いしますという質疑に対しまして、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を防止するための自発的に休業を行い、県外から多くの来客者を受け入れている業種で、県の休業要請対象外となっている事業者を支援することを目的として、1業者当たり25万円を給付するものですという答弁でございました。

また、喫茶店など、ほかにも県の協力金支給対象にならなかった事業者が多くありますが、町として検討されましたかの質疑に対しまして、答弁といたしまして検討しましたが、ほかの施策などの場合、総合的に判断をさせていただいた結果ですという答弁でございました。

次に、きほく生活応援商品券事業ですが、どのような準備で進めていますか。具体的にいいますと、商品券の発行方法として、1世帯当たり1万円ということですが、1万円券を1

枚ですか、また1,000円券を10枚でしょうか。また、商品券事業は広く町内事業者の皆さんの支援にもつながると思いますが、広く利用できる商品券でないと効果が限定されると思います。どのように考えていますか。最後に事業者の皆さんへの支援ということでは、換金のサイクルが長いと事業者の皆さんの負担になりますので、配慮をいただきたいのですが、いかがでしょうかという質疑に対しまして、商品券の発行につきましては1,000円券10枚を1セットとさせていただきたいと考えています。町から直接に商品券を簡易書留で発送する予定です。また取扱事業者様の一覧となったチラシ等も同封させていただきます。事業委託先にはご負担をおかけしますが、新型コロナ感染症対策という公益性の高い事業という性質をご理解いただきまして、町内の事業者様の中から広く募っていただけていると考えています。換金のサイクルにつきましては、ご配慮いただけるようお願いしたいと思っておりますという答弁でございました。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分についてでございます。

質疑といたしまして、歳出13ページの10万枚のマスク購入についてですが、5月に1世帯当たり5枚配布しましたが、配布前に在庫がどれぐらいあったのか、また配布後の在庫数はどれぐらいあるのかお答えくださいという質疑に対しまして、令和2年2月現在の在庫数は約27万3,000枚ありました。その後、全世帯配布、児童・生徒・保育園児、学校行事、役場窓口対応等で約7万5,000枚使用しています。現在の在庫数は約19万8,000枚です。補正予算にて10万枚の追加購入予定ですので、恐らく元の在庫数になると考えていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、1世帯5枚配布は4月ならよかったが、5月末では遅過ぎたのではないのでしょうか。もっと早くならなかったのですか。27万枚も在庫があったのならば、すぐに配布できたのではないですかという質疑に対しまして、備蓄マスクに関しては町内に新型コロナウイルス等の感染者が発生したり、大規模災害が発生したときのために備蓄しているものです。全世帯にマスクを配布した経緯としましては、5月11日に複数のマスク販売業者等に問合せを行ったところ、10万枚の大量注文にも対応できる状況が整ったとの回答を得ましたので、有事の際の備蓄マスクの補充ができる状態であると判断し、全世帯配布を実施することになりましたという答弁でございました。

以上のとおり、危機管理所管分について質疑を終了しました。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛

成。

よって、本案の本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された6案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

平野隆久議長

次に、教育民生常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻教育民生常任委員長

おはようございます。

令和2年6月議会定例会において教育民生常任委員会に付託された案件について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、今期定例会に付託されました案件につきましては6月10日、午前9時30分から、第1委員会室において、委員8名の出席の下、開催いたしました。

説明のために出席された方は、住民課長、福祉保健課長、学校教育課長、水道課長であります。

また、今定例会において付託された案件は、議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第45号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑について、国はどのような理由で通知カードの再発行を中止するということですかという質疑に対して、これは法改正によるもので、今後、社会保障、税、災害の対策におけるこれからの手続に、通知カードは個人のマイナンバーを知るための通知であります。マイナンバーを証明するものではありません。今後の手続において、国はマイナンバーの確認と本人の確認の身分証明書になるマイナンバーカードへと移行し、活用を図っていくものと思われまますということでございました。

また、委員から、通知カードを持っている方はカードを作成したほうがよいのですか。通知カードは自宅に大切に保管していると思いますが、今後通知カードはどうしたらよいのですかという質疑に対して、通知カードは個人の方が国から付番された12桁のマイナンバーを知らせている通知であります。お持ちであれば保管していただいても構いません。もし紛失しておられましたら、個人番号の入った住民票か記載事項証明を取っていただければ知ることができます。通知カードの番号を知る効力がなくなることはございませんという答弁でした。

また、委員から、マイナンバーカードはどれぐらい発行されていますか。県内の状況も併せて質問しますという委員からの質疑に、紀北町のマイナンバーカードの交付率は4月末時点で15.23%になります。交付率に関しましては、29市町中5位になっております。県の平均は13.86%で、紀北町は県平均を上回っておりますという答弁でございました。

また、委員から、新型コロナの影響で休日のマイナンバーカードの普及が中止になっていると思いますが、今後はどのように考えていますかという質疑に、マイナンバーカードの普及につきましては、今後も必要とされる取得しやすい環境をつくっていきたいと思っております。新型コロナの影響に鑑み、今年度も様子を見ながら休日開庁や出張所で普及を行っていきたいと考えておりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、2つ大きな改正があったと思います。第1条では5割軽減、2割軽減の判定所得基準の改正をしていますが、軽減を受けている方はどれぐらいですかという質疑に、令和2年度では本算定をしておりますので、令和元年度の数値になりますけれど、全体の64%が軽減を受けることになるといいますという答弁でございました。

また、傷病手当についてですが、国からの補助金ですが、この傷病手当は新型コロナの感染の関してのものですかという質疑に対して、費用に関しては国からの特別調整交付金で全額補助対象になります。また今回の条例改正による傷病手当は、新型コロナウイルス感染に関するもののみでありますという答弁でございました。

また、委員から、全ての国保の被保険者が対象になるのでしょうか。就職し、働いている人だけが対象なのですかという質疑に対して、国保の被保険者、事業所得から給与収入を得ている方が対象になります。またフリーランスの方は対象になりませんという答弁でございました。

また、委員から、第一次産業や自営業は対象にならないのですかという質疑に、事業主には別の国からの補償制度があります。自営業でも事業専従者で、給与の方は対象となりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の審査を行

いました。

委員から、後期高齢者の傷病手当に関する受付業務を行うとのことですが、内容は国民健康保険と同じですかという質疑に、課長の答弁といたしまして、同じということになりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第52号 令和2年度一般会計補正予算（第2号）の本委員会の所管分の審査いたしました。

委員から、紀北広域連合に704万4,000円について、紀北広域連合の3月議会の中で指摘されてもらいましたが、消費税が去年10月から8%から10%になり、それによって介護保険の第1段階から第3段階について、国が2分の1、県と市町村が4分の1ずつ負担して保険料を軽減するという予算だと思うのですが、本当は当初予算で計上しなくてはならなかった部分だと思いますが、8月から本算定が始まると言えばこれは広域連合のことになりますが、町としてのお考えをお聞きいたします。第1段階、第3段階で実際給付される方の数でこの金額が決まるのですか、尾鷲市と紀北町のそれぞれの第1段階、第2段階、第3段階の方は何人くらい見えますかと質疑に対して、これお手元に参考資料として配付されておりますけれども、なぜ当初予算に組み込まなかったということですが、紀北広域連合は令和2年3月30日付で国から通達が来ておりまして、その内容としまして、令和元年10月から消費税10%の引上げに伴いまして、2年間で第1段階、第3段階への減額を完全に実施するというところで、令和元年度については約半分の実施であり、今年度は残りの半分の全額を実施するということです。紀北広域連合はこの6月議会に上程するというのを聞いております。尾鷲市と紀北町の人数ですが、尾鷲市は第1段階で3,093人、21.2%、第2段階は2,519人、17.3%、第3段階は1,593人で10.9%であります。第1段階から第3段階で49.4%でございます。だから、紀北町といたしましては、いわゆる704万4,000円は、全体の8分の1ということでございますので、ざっくり計算すると5,600万から5,700万円の広域連合に計上して、第1段階と第3段階までの減額になると思います。

また、消費税が上がって軽減されたわけですが、この軽減率は変わるかもしれませんが、第1段階から第3段階までの軽減は、消費税はずっと10%ですが、保険料が改定されてもこの制度が残るかどうかわかりませんがという質疑に対して、これは恒久的にということで、税と社会保障の一体化ですね。恒久的に令和2年度から残ると思いますという答弁でござい

した。

また、子育て応援給付金でお聞きします。支給者は高校生は含まれているのですかという質問に、給付の対象は平成16年4月2日から令和2年3月31日までの間に生まれた方で、高校1年生までが対象です。この4月に高校生になった方までが対象となりますという答弁でございました。

また委員から、なぜ3年生まで対象としなかったのかと質疑をして、国の子育て世帯への臨時特別給付金制度に合わせて、紀北町が追加して給付するというので、3月まで中学校に在籍していた方を対象にしていますという答弁でございます。

これは申請しなくてもいいのですかと、また一日も早くというのが皆さんの思いですが、いつ頃支給されますかという質疑に対して、今回は国の制度と同じように対象者の方に通知します。申請は不要でございます。基本的には今児童手当をもらっている方へ口座へ振込みます。公務員の方につきましては、申請をしていただきます。申請が不要な方でも受給を辞退される方は、届出をすることが必要です。この届出の期間は10日間ほど設ける必要があります。支給は7月下旬から8月上旬と考えていますという答弁でございました。

以上で福祉保健課所管分についての質疑を終了し、次に、学校教育課分の所管分についての質疑を行いました。

委員から、子ども支援ネットワーク・アクション事業について、6月補正予算に計上することになった理由と、防災学習のメニューを選んだ理由を教えてくださいという質疑に、三重県から事業の実施依頼があったのが令和2年3月でした。7月からこの事業を始めさせていただきたい。6月の補正予算に計上させていただくことになりました。本事業で防災学習を学んだ目的や災害時における小さな子どもや高齢者、障害のある方などの特別な支援の配慮が必要な人の存在を知り、人と人とのつながりを大切にする人権の視点を取り入れた防災学習を行うものです。

また、委員から、クロスロードとかカードゲームやh u gなどという避難所運営ゲームなどを行うということですが、学習には一度だけでなく数回行われるのかという問いに、防災学習は4回開催させていただく予定でございます。内容は自主防災会と避難場所整備に関する意見交換や災害発生時の行動判断訓練としてクロスロードとカードゲームや避難所の経営学習として避難所運営ゲームというカードゲームを行います。また災害が起こったときに、危険だと思われる場所を確認するタウンウォッチングなども行いますという答弁でございました。

また、委員から、7月頃から学習を行いたいということですが、全ての学校区で行うのか、結果発表は行うか教えてくださいという質疑に対して、学校区は潮南中学校で行います。学習は4回行います。発表等については、防災学習を全て行った後、発表会を行い、講師の先生に講評をしていただいて終わる予定ですという答弁でございました。

以上で学校教育課所管分についての質疑は終了しました。

次に、水道課所管分について。

今回は水道料金の基本料金だけの免除となりますか、それとも水道料金全額の免除ですかという質疑に対して、水道料金については6月から11月まで基本料金を全額免除するものですという答弁でございました。

以上で、水道課の所管分の質疑を終了いたしました。

討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は本委員会所管分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第53号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

委員から、傷病手当金100万円を計上していますが、算出根拠を教えてくださいという質疑に、令和元年度の被保険者平均給与の149万9,078円を12か月で割って、さらに20日分を割って日額を計算して、その3分の2を求めた結果、4,164円となりました。この金額に福井県が算出した平均入院日数の暫定日数15.7日から3日引いた12日に乗じた額が約5万円です。この5万円が被保険者の約0.5%に当たる20人に乗じた額が100万円として計上しておりますという答弁でございました。

傷病手当は、入院している間だけでなく、退院してからも出るのですかという質疑に対して、入退院にかかわらず、療養の期間が対象となりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第54号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

委員から、基本料金は1戸当たり幾らになるのか、また繰入金4,045万円の算出根拠を教えてくださいという質疑があり、13ミリの基本料金は1か月で600円です。支払いは消費税を入れて660円です。繰入金の算出根拠ですが、基本料金については口径が基本料金によっ

て違います、口径別で。13ミリから100ミリまであります。その合計が9,095件です。それを計算しますと6か月で4,045万円になりますという答弁でございました。

基本料金の免除をどうやって町民の皆さんにお知らせするのですかという問いに、議会通過後、広報で幾ら減額されるのか、詳しくお知らせしますという答弁でございました。

水道料金が基本料金のみの方はどれだけいますか。いわゆる水道は使っていないけども、水道のメーターはついているところですね。これについては1,316件、率にしますと14.47%ですという答えでございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました6案件について審査の経過と結果の報告を終わります。

平野隆久議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩いたします。10時45分まで休憩といたします。

(午前 10時 27分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

平野隆久議長

続いて、各常任委員長に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。
質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。
質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。
質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての質疑
を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第51号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての質疑を行います。
質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、総務産業常
任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

これで総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第45号 紀北町手数料条例の一部改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第53号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第54号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についてついでに質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第3

平野隆久議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第44号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 4

平野隆久議長

次に、日程第 4 議案第 45 号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 4 議案第 45 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

平野隆久議長

次に、日程第5 議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第46号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

平野隆久議長

次に、日程第6 議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

平野隆久議長

次に、日程第7 議案第48号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

平野隆久議長

次に、日程第8 議案第49号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

平野隆久議長

次に、日程第9 議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第50号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第10

平野隆久議長

次に、日程第10 議案第51号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第11

平野隆久議長

次に、日程第11 議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

3番 柴田洋巳君。

静かにお願いします。

3番 柴田洋巳議員

議長の許可をいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

16日の一般質問で新型コロナウイルス感染症拡大阻止に関する紀北町独自の支援施策は、町議会議員の協力を得ていれば、もっとよい施策ができたとは思っております。

私が残念に思うのは、コロナに対する不安が強くなり始めた3月、4月、5月に、コロナに関する特別議会を4、5回開催して、町議会議員16名が議論を重ねていれば、三重県一、日本一の独自の施策ができ、紀北町は世界遺産熊野古道も素晴らしいが、事業者や生活者を大切にすばらしいまちと評価を受けたはずです。大変残念です。

さて、紀北町で大きくコロナのとばっちりを受けた人たちは、観光宿泊業、飲食業、漁業を中心とする海で働く人たち、そして子育てしている親です。この人たち以外は、経済的なとばっちりをほとんど受けておりません。また、年金受給者も多いのです。

私は、6月議会を前に、上里地区で生活している方々数人に各家庭に支給される予定の1万円の商品券について聞きました。10万円が支給されるし、その上に水道料金も半年間払わなくてもよいそうだと、まだこのときは決まっていませんでした。欲を言ったらきりがなく、私も子どもを育てたが、今の子育ては大変です。商品券分は子育てしている親に支給するように、柴田さんの力で何とかそれを実現してくださいよと、私は言われました。皆さん議員も地区の方々はその思いの方がたくさんおられると思います。

一般質問で申し上げましたが、子育ては地域の宝です。特に紀北町は安心して子どもを産み、健やかに育つまちづくりを理念としております。加えて、紀北町は観光、宿泊業と漁業を中心とした海で働く人たちが元気でないと消滅します。こんなときこそ行政と我々がしっかりした考えを持ち、事業を推進していくべきだと思います。こういう思いで、私はこの壇上に立たせていただきました。

しいが、7つの支援事業があって、そのうちの特に商品券に関してはいろいろまだ問題があると思います。しかし、皆さん議員の思いがそれでいいんだと、そういうことになれば私はこれ以上、商品券についての疑問は捨てますけども、ぜひ尾上町長、これから2

次、3次の補正を国が用意していると思います。ぜひ子育てをされている親あるいはお一人で育てている親にもっともっと手厚いですね、支援をしていただきたいと思います。と思っています。

そういう思いを込めて賛成討論をさせていただきました。ちょっとつじつまが合わないところもあったと思うんですけども、いろいろ先輩議員のですね、ご指導をいただいて、このような賛成の討論をさせていただきました。

以上でございます。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

私は議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この予算の中には、地方バス運行対策事業、いわゆる「えがお」の7つの改正案並びにきほく生活応援商品券事業及びマスク備蓄問題など、不十分な点が多々見られますが、これらのことを執行部は議員諸氏から指摘を受けて理解していることと思われま

私も常任委員会で発言させていただきました。先ほどの総務産業常任委員長からも報告があったとおりでございます。

今後このような指摘を受けずに提出していただきたいと思います。

予算が通らなかったことを考えると、ますます住民生活に悪影響が出てくると思われます。

以上のことから、今回は賛成の立場で意見を述べさせていただきました。

ありがとうございました。

平野隆久議長

静かに、ご静粛にお願いします。

ほかに原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願

います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

平野隆久議長

ここで入江康仁君から附帯決議の議案が提出されていますので、議案を配布するため、この場で暫時休憩いたします。

すみません。訂正いたします。

この場で暫時休憩ではなく、暫時休憩とさせていただきます。11時20分まで休憩といたします。

(午前 11時 04分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 11時 20分)

平野隆久議長

配付漏れはありませんか。

それでは、議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第2号)に対する附帯決議が会議規則第14条第2項の規定により提出されましたので、ただいまから審議いたしたいと思います。

それでは、発議第1号 議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第2号)に対

する附帯決議を議題といたします。

まず、提案説明を求めます。

12番 入江康仁君。

12番 入江康仁議員

発議第1号

令和2年6月19日

紀北町議会議長 平野 隆久 様

提出者 紀北町議会議員 入江 康仁

賛成者 紀北町議会議員 瀧本 攻

賛成者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

賛成者 紀北町議会議員 田島 明良

賛成者 紀北町議会議員 近澤チヅル

賛成者 紀北町議会議員 柴田 洋巳

賛成者 紀北町議会議員 奥村 仁

賛成者 紀北町議会議員 原 隆伸

賛成者 紀北町議会議員 中津畑正量

賛成者 紀北町議会議員 東 清剛

賛成者 紀北町議会議員 樋口 泰生

議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議

議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）第2款・総務費、第1項・総務管理費、第6目・企画費の地方バス運行対策事業については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新交通システム実証事業の利用者アンケートも31件と少なく、運行に関する住民や町内事業者からの意見集約は十分なされていないと思われる。また、町が運行するバス等（送迎も含む）の運行業務を集約することにより業務の効率化が図れると考えられることから、下記事項を履行し、議会に対して十分な説明を求める。

記

1. 運行に関する住民からの意見収集

2. 意見収集の結果に伴う改善案、対策案を盛り込んだ予算を計上すること
3. 町内で福祉タクシー等を営む事業者との意見交換
4. 事業実施にあたって、町内事業者の利活用の検討
5. 町が運行するバス等運行業務の集約（いこかバス「海野線、便ノ山線」、新交通システム「えがお」、紀北健康センター送迎バス、古里温泉送迎車、スクールバス等の費用）などによる効率化の検討

令和2年6月19日

紀北町議会

提案理由を続けていいですか。

平野隆久議長

はい。

12番 入江康仁議員

提案理由といたしまして、議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）に対しての附帯決議を提出した提案理由と経緯に対しての理由を述べさせていただきます。

まず、今回の議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）には、新型コロナに関する急を要する町民に対しての給付金及び助成金が含まれた補正予算であるため、附帯決議として提出いたしました。

私は、令和2年3月議会において、この新交通システムは本当にいいアイデアであり、紀北町独自の新交通システムができると称賛いたしました。そして2月17日から8月16日までの実証試験運行の間に、利用者からいろいろと意見や苦情、アドバイス等が出るだろうから、そのような意見や苦情に対しての問題解決に至る予算には、6月議会に出して解決できるものは8月16日までに解決して、実証試験運行が終了した時点で、新たに始まる8月17日からの新交通システムの運行は問題が解決した上でのスタートをするべき意見を言いましたが、さきの新交通システム「えがお」に対しての全員協議会の説明では、利用者のアンケートに対しての報告だけでありました。その説明の中身は、アンケート、苦情、意見に対しての説明だけであり、アンケート、苦情、意見に対しての改善案、対策案に対しての予算計上がなく、新交通システムに対して積極姿勢が見えない予算編成であり、このままでは前回の新交通システム予算と今回計上している実証試験運行8月17日から令和3年3月31日までの新交通システム実証事業費として1,140万6,000円も生きた予算として使えず、町民の皆様の大事な税金が無駄遣いの予算になってしまうこととなります。

また、今のままでは、いつまでたっても紀北町独自の公共交通システムの確立はできない、三重交通に頼った公共交通システムになってしまう。そして、いつまでたっても三重交通への助成金と、二重の支出になってしまい、予算の無駄遣いになってしまいます。

今回そういう考えの下に、議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）、第2款・総務費、第1項・総務管理費、第6目・企画費の地方バス運行事業に対するの附帯決議を提出した理由と経緯であります。

終わります。

平野隆久議長

以上で提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

平野隆久議長

挙手多数です。

発議第1号 議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議については、原案のとおり決定いたしました。

日程第12

平野隆久議長

次に、日程第12 議案第53号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第53号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第13

平野隆久議長

次に、日程第13 議案第54号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題

といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第54号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

平野隆久議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月9日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、上程いたしました案件につきましてご可決賜り、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に

留意しながら町政運営に当たってまいります。

さて、間もなく7月となり、例年でございますと、紀北町の夏の風物詩でもあります夏の三大祭りが開催される予定でございましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全てのイベントが中止となり、寂しい夏を迎えることを非常に残念に思っているところでございます。

国内におきましても、新型コロナウイルス感染症の終息は見通せてはおりませんが、今後とも感染防止対策に十分配慮をし、住民の皆様にしつかりと周知、啓発していくことにより、社会経済活動の維持、支援に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、季節は梅雨入りし、雨の多い日が続いております。議員の皆様、住民の皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染防止に向けた新しい生活様式、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの実践等を暮らしの中に取り入れていただき、健康には十分ご留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

平野隆久議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

令和2年6月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月9日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には慎重なるご審議をいただき、無事閉会できますことを心からお礼を申し上げます。

本日から経済活動再開も第2段階に進み、県をまたぐ移動も全国で解禁されましたが、ウイルスへの対応が終わったわけではなく、新しい生活様式を実践し、感染拡大予防に引き続き努めていただきますとともに、これから暑い日が続きますので、くれぐれも体調に気をつけていただきますようお願い申し上げます。

平野隆久議長

それでは、これもちまして、令和2年6月紀北町議会定例会を閉会といたします。どうも長い間、ご苦労さまでした。

(午前 11時 34分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年 9 月 8 日

紀北町議会議長

平野隆久

紀北町議会議員

樋口泰生

紀北町議会議員

太田哲生